

メガチップス グリーン調達ガイドライン

第6版 2008年10月21日

MegaChips

はじめに

かけがえのない地球の環境を維持し、後の世代に美しい自然を引き継いでいくために、世界中で環境保護に対する取り組みが行われています。このような状況のなか、環境に深刻な影響を及ぼす、もしくは及ぼす恐れのある化学物質の使用を規制し、削減していこうというグリーン調達の取り組みがはじまっています。

株式会社メガチップスにおいても、地球環境保全推進を事業経営の重要な一要素として位置づけ、環境に負荷を与える物質の削減を目指したグリーン調達に取り組んでまいります。

しかしながら、グリーン調達は当社だけの活動では十分な成果を上げることはできません。多くのお取引先様のご協力に支えられて成り立ちます。

そこで、当社のグリーン調達に対する取り組みをガイドラインにまとめました。

つきましては、お取引先様のより一層のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

株式会社メガチップス

目次

はじめに	i
1. メガチップスの環境方針	1
2. メガチップスのグリーン調達活動	2
2.1. 取り組み	2
2.2. 適用範囲	2
2.3. 規制環境関連物質	2
3. お取引先様へのお願い	3
3.1. 当社への納入品に対する含有禁止・抑制対象化学物質含有状況の把握	3
3.2. 含有判定基準	3
3.3. 法規制への対応	3
3.4. 顧客要求への対応	3
3.5. 不適合発生時の対応	3
3.6. 環境保全活動の推進	3
4. 問合せ先	3
別表1 含有禁止物質	4
別表2 含有抑制物質	5

1. メガチップスの環境方針

株式会社メガチップスは、LSI 及びシステム製品の企画、研究開発・設計、生産(外部委託)、販売を通じて「高い技術力をベースに、独創的な商品を世の中に提供することにより、人々の安心や安全、楽しい生活、豊かなコミュニケーションの実現に貢献する。」ことを使命としています。

そして、当社がめざす豊かな未来社会の実現のために、国際規格「ISO14001」に準拠した環境マネジメントシステムを構築し、当社の事業活動、製品及びサービスを通じて、地球環境保全推進のために「システムの継続的な改善と汚染の予防」、「社会に役立つ価値の創造」を推進することを事業経営の重要な一要素と位置付け、地球環境に貢献します。

1. 法規制及び当社が同意したその他の要求事項を順守すると同時に、自主運用管理基準を設定し、汚染の予防に取り組みます。
2. 当社の事業活動、製品及びサービスに関わる環境側面を認識し、特に下記の項目について環境目的・目標を設定し、継続的に取り組みます。
 - (1)省資源、省エネルギー及び廃棄物削減のために、製品アセスメントを強化し、LSI 製品、システム製品の高機能化、小型化、低消費電力化及びリサイクル性を考慮した環境配慮、高循環型製品づくりに取り組みます。
 - (2)環境負荷化学物質の削減や適正管理のために、環境対応を生産委託先に要請することでグリーン調達を推進します。
 - (3)開発・設計を中心にしたオフィスにおける省資源、省エネルギー及びリサイクル活動に取り組み、地域と連携した環境改善に努めます。
3. 環境方針を全従業員に周知すると共に、環境教育・訓練の実施、専門知識及び技術能力の向上を図り、全員参加による環境課題の共有と保全活動の向上に取り組みます。
4. 環境方針はパンフレットなどにて一般の方々にも公開します。

2008年6月25日

株式会社メガチップス 代表取締役社長
鶴飼幸弘

2. メガチップスのグリーン調達活動

2.1. 取り組み

- (1) 環境負荷の低減、化学物質の使用削減を図るため、当社の調達する原材料、部品、製品(完成品) 容器包装材について、別表1・別表2に提示した物質の使用禁止・抑制をしていきます。
- (2) 環境負荷低減の取り組みの輪を広げるために、環境保全活動を積極的に実施されているお取引先様からの調達を優先します。

2.2. 適用範囲

以下の原材料、部品、製品(完成品) 容器包装材に適用します。ただし、当社顧客からの支給部材はこの限りではありません。

- (1) 当社が依頼して、お取引先様が設計、或は製造する部品、製品、容器包装材
- (2) 当社が購入するすべての原材料、部品、製品
- (3) 当社製品及び当社へ納品する製品の容器包装材

2.3. 規制環境関連物質

ジョイント・インダストリー・ガイドライン(JIG)の調査対象物リストを基準として以下のとおり、含有の禁止・抑制を図る化学物質を定めます。

(1) 含有禁止物質

当社は、「2.2 適用範囲」で定めた範囲において、「別表1 含有禁止物質」に提示した物質の使用を原則として禁止します。現状やむを得ず含有している物質についても、全廃を目指していきます。

但し、法規制等において使用禁止措置の適用除外とされているものについてはこの限りではありません。

(2) 含有抑制物質

当社は、「2.2 適用範囲」で定めた範囲において、「別表2 含有抑制物質」に提示した物質の含有を抑制していきます。

抑制物質は禁止物質と異なり、将来的に含有量抑制を行う物質です。現時点では含有量の把握を行います。

3. お取引先様へのお願い

3.1. 当社への納入品に対する含有禁止・抑制対象化学物質含有状況の把握

含有禁止化学物質の使用・不使用や環境負荷物質含有状況についての調査を依頼します。部品や原材料等変更時には最新の含有状況をご提出ください。この時、法規制等において使用禁止措置の適用除外とされているものについてもご報告ください。

また、ロット単位でも、ご提出いただいている最新の含有状況と差異がないことを書面にて提出していただく場合があります。

納入済みの原材料、部品、製品（完成品）、容器包装材につきましても、使用化学物質等の調査をご依頼する場合がありますのでご留意ください。

3.2. 含有判定基準

均質材料単位で算出してください。

均質材料とは、異なる材料へと機械的に解体できない素材を意味します。均質という用語は、「全体的に一様な組成であること」を意味します。「均質材料」の例は、個々のタイプのプラスチック、セラミック、ガラス、金属、めっき、紙、ダンボール、樹脂、コーティングなどです。塗装、めっきのように複合層からなる場合は、各々の単一層を均質材料とします。

機械的に解体とは、その材料が、原則として、例えば以下のような機械的操作によって分離できることを意味します。ねじ外し、切断、破壊、粉碎及び研磨工程。

意図的添加とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品または部品の形成時に故意に使用することです。

塗料、接着剤においては乾燥硬化後の状態で測定
データ数値は最大値（理論値または実測値）

3.3. 法規制への対応

当ガイドラインに記載されていない物質、用途、制限値であっても国内及び諸外国の法規制等で制限される場合は、それに従っていただきますようお願い申し上げます。

3.4. 顧客要求への対応

当社のお客様から要求があった場合、お取引先様には本ガイドラインと異なる内容のご依頼を行う場合があります。

3.5. 不適合発生時の対応

万一、当社への納入品に不適合品（疑われる物も含む）が発生した可能性がある場合は、すぐにご報告ください。

3.6. 環境保全活動の推進

当ガイドラインをご理解頂き、環境負荷化学物質の削減や、工程での不純物混入防止への配慮等を含む環境保全活動の推進をお願いいたします。

4. 問合せ先

株式会社メガチップス グリーン調達問合せ窓口

06 - 6399 - 2873

別表1 含有禁止物質

No.	化学物質群	閾値・禁止レベル
1	カドミウム / カドミウム化合物	1. 意図的添加 2. 均質材料の質量に対して含有率 75ppm
2	六価クロム化合物	1. 意図的添加 2. 均質材料の質量に対して含有率 1000ppm
3	鉛 / 鉛化合物	1. 意図的添加 2. 均質材料の質量に対する含有率 1000ppm またケーブルやコードの表面の接触層では、質量に対する含有率 300ppm
4	水銀 / 水銀化合物	1. 意図的添加 2. 均質材料の質量に対して含有率 1000ppm
5	トリブチルスズ = オキシド (TBT0)	意図的添加
6	一部のトリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT)	意図的添加
7	ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	1. 意図的添加 2. 均質材料の質量に対して含有率 1000ppm
8	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	1. 意図的添加 2. 均質材料の質量に対して含有率 1000ppm
9	ポリ塩化ビフェニル類およびポリ塩化ターフェニル類(PCB 類、PCT 類)	意図的添加
10	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が 3 以上)	意図的添加
11	一部の短鎖型塩化パラフィン(C10-C13)	1. 意図的添加 2. 均質材料の質量に対して含有率 1000ppm
12	アスベスト類	含有している場合は量にかかわらず報告
13	一部のアゾ染料・顔料(特定アミンを生成する): 織物及び革製品用途のみ	1. 意図的添加 2. 生地完成品や革製品の質量に対して含有率 30ppm
14	オゾン層破壊物質	含有している場合は量にかかわらず報告
15	放射性物質	意図的添加

閾値・禁止レベルを超えて含有することを禁止する。

容器包装材については鉛・カドミウム・水銀・六価クロムの濃度の合計が 100ppm 以下であること。

別表2 含有抑制物質

No.	化学物質群	閾値
16	アンチモン / アンチモン化合物	1000ppm
17	ヒ素 / ヒ素化合物	1000ppm
18	ベリリウム / ベリリウム化合物	1000ppm
19	ビスマス / ビスマス化合物	1000ppm
20	ニッケル (特定用途のみ, 注1参照)	DIN EN1811 試験時に ニッケルの剥離量が0.5 マイクログラム / 平方セ ンチ / 週を超えないこと
21	セレン / セレン化合物	1000ppm
22	臭素系難燃剤(PBB 類または PBDE 類を除く)	1000ppm
23	ポリ塩化ビニル(PVC)	1000ppm
24	一部のフタル酸エステル類	1000ppm

注1：ニッケルを報告しなければならないのは、ニッケルが長時間皮膚に触れる可能性のある、特定の規制用途（携帯用として設計されたポータブル電子機器の外装など）に使用されている場合です。

閾値を超えて含有している場合、報告の必要あり。

文書制定・改定記録			
文書名	メガチップス グリーン調達ガイドライン		
制定日	版番号	制定・改定の理由、内容	
2005年1月1日	第1版	新規作成	
2005年10月1日	第2版	2.4	グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI) ジョイント・インダストリー・ガイドライン(JGPSSIJIG)
		別表	閾値の設定、化学物質群の削減・修正
2006年4月1日	第3版	2.5	含有判定基準を追加
		3	お取引先様へのお願い項目を章分けにし、納入時の提出物を明記
		別表1	梱包材の閾値を明記
2006年12月15日	第4版	1	環境方針改定に伴い、差し替え
		2.3	適用範囲に当グループへの納品物が入っていなかったため修正
		2.4	含有抑制物質の規制について明記
		3.1	納入時の提出書類、方法を修正
		3.2	含有判定基準の明示箇所を変更
		3.5	不適合製品発生時の対応依頼を明記
		別表2	抑制物質の閾値設定の説明を追記
2007年5月1日	第5版	1	環境方針改定に伴い、差し替え
		2.3	使用禁止措置適用除外項目を RoHS 指令に断定していたが、法規制等と修正
		3.1	法規制での使用禁止措置適用除外項目についても報告を要求することを明記
		3.6	お取引先様へのお願いに、環境保全活動の推進を追記
		全体	文書全体構成の見直し修正
		全体	組織変更に伴い会社呼称修正
		2008年10月21日	第6版
3.2	均質材料、機械的解体、意図的添加の説明を追記		
4.	問合せ先の を変更		
別表1	No.9の化学物質群に、塩化ターフェニル類(PCT類)を追加		
	No.11の閾値・禁止レベルに、含有率1000ppmを追加		
	No.12の閾値・禁止レベルを、「含有している場合は量にかかわらず」に変更		
	No.13の閾値・禁止レベルに、含有率30ppmを追加		
別表2	No.14の閾値・禁止レベルを、「含有している場合は量にかかわらず」に変更		
	No.20の閾値を、「DIN EN1811 試験時にニッケルの剥離量が0.5マイクログラム/平方センチ/週を超えないこと」に変更		